



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 日本ピラー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩波 清久
(コード番号 6490 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 大崎 眞仁
(TEL. 06-6305-1781)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 27 条(取締役の責任免除)及び第 35 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条～第 26 条 [条文省略]	第 18 条～第 26 条 [現行どおり]
(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。
2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条 [条文省略]</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条 [現行どおり]</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日

平成27年6月24日(予定)

以 上